

会社分割に係る不動産取得税の非課税措置について (地方税法第73条の7第2号及び地方税法施行令第37条の14)

地方税法第73条の7第2号及び地方税法施行令第37条の14に定める会社分割により不動産を取得した場合、不動産取得税は非課税となります。

以下の要件1及び要件2に両方該当する場合は、非課税となります。

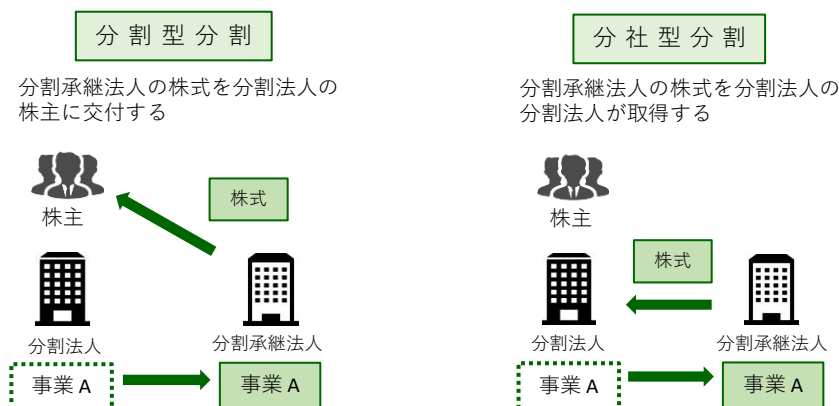
要件1 以下のいずれかの分割において、それぞれの条件をみたすこと

● 分割型分割の場合

- ① 分割対価資産として、分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと
- ② 当該株式が分割法人の株主等の有する当該分割法人の株式の数の割合に応じて交付されるもの

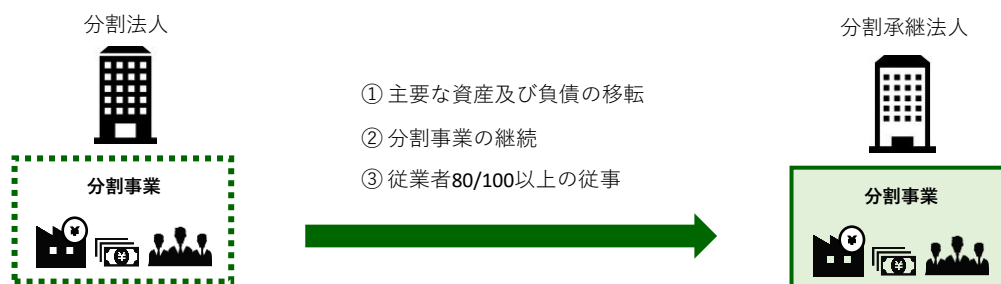
● 分社型分割の場合

- ① 分割対価資産として、分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと



要件2 以下の項目に全て該当すること

- ① 当該分割により分割事業にかかる主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること
- ② 当該分割に係る分割事業が分割承継法人において当該分割後に引き続き営まれることが見込まれていること
- ③ 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね100分の80以上に相当する数の者が当該分割後に分割承継法人に従事することが見込まれていること



【手続きについて】

- ・不動産の所在地を管轄する行政県税事務所から、文書にて照会させていただきます。
- ・照会がありましたら、照会文書に記載された書類を照会先行政県税事務所へご提出ください。
- ・照会の時期は、分割後の要件等の確認のため、取得から一定期間後になりますのでご了承ください。
- ・添付資料は写しで結構です。必要に応じてその他の書類の提出をお願いすることもあります。

■ 提出をお願いする予定の書類 ■

※③以降の添付資料について、他県に本店があり、すでに非課税の申告済の場合は他県に提出したものと同じものを提出いただいても結構です。

- ① 不動産取得税申告書
- ② 群馬県内の取得した不動産の内容がわかる一覧
- ③ 分割について承認又は同意があったことを証する書類
(例) 分割会社の株主総会議事録、取締役会議事録等
- ④ 分割計画書又は分割契約書
【新設分割の場合】分割計画書 【吸収分割の場合】分割契約書
- ⑤ 分割に係る事業が、分割承継法人において分割後に引き続き営まれることを証する書類
(例) 分割法人及び分割承継法人の法人登記履歴事項証明書又は定款
- ⑥ 分割法人から分割承継法人に移転した資産及び負債の内容が確認できる書類
(例) 承継権利義務明細書、貸借対照表及び勘定科目内訳明細書等
- ⑦ 分割前に分割法人において分割事業に従事していた従業者及び分割承継法人の業務に従事する従業者が確認できる書類
(例) 従業者名簿、配属名簿等

【お問い合わせ先】

事業所名	所在地	取得した不動産の所在地
前橋行政県税事務所 Tel 027-234-1800	〒371-8501 前橋市上細井町2142-1	前橋市
渋川行政県税事務所 Tel 0279-22-4050	〒377-0027 渋川市金井395	渋川市、榛東村、吉岡町
伊勢崎行政県税事務所 Tel 0270-24-4350	〒372-0031 伊勢崎市今泉町一丁目236	伊勢崎市、玉村町
高崎行政県税事務所 Tel 027-322-6297	〒370-0805 高崎市台町4-3	高崎市、安中市
藤岡行政県税事務所 Tel 0274-22-1442	〒375-0014 藤岡市下栗須124-5	藤岡市、上野村、神流町
富岡行政県税事務所 Tel 0274-63-2245	〒370-2454 富岡市田島343-1	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻行政県税事務所 Tel 0279-75-3300	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町664	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
利根沼田行政県税事務所 Tel 0278-22-4336	〒378-0031 沼田市薄根町4412	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
太田行政県税事務所 Tel 0276-31-3261	〒373-8508 太田市西本町60-27	太田市
桐生行政県税事務所 Tel 0277-53-2113	〒376-0011 桐生市相生町二丁目331	桐生市、みどり市
館林行政県税事務所 Tel 0276-72-4461	〒374-0029 館林市仲町11-10	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町